

別冊資料②

令和3年度
第1回 船橋市パラスポーツ協議会

別冊資料②

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画について

【説明資料】

ご意見をいただきました、「第一次船橋市生涯スポーツ推進計画と第二次計画策定の概要について」をもとに、骨子案等を作成し、庁内委員で構成する「船橋市生涯スポーツ推進計画策定委員会」にて意見聴取を行いました。

本計画は、スポーツ基本法に基づき、国の「スポーツ基本計画」及びの県の「千葉県体育・スポーツ推進計画」を参酌するとともに、船橋市の他計画との連携・整合を図りながら、船橋市の状況を踏まえ、市民のスポーツ活動を推進するための計画として位置づけます。

また、第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（以下、ふなばし一番星プラン）における生涯スポーツ分野に関する進捗管理を行います。

1. 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の構成について・・・資料1

- 現行計画の構成をもとに、ふなばし一番星プラン等の上位計画と整合を図りやすくするために構成を整理しました。
- 基本姿勢は現行計画の「施策の方針」に代わるもので、総合計画やふなばし一番星プランと整合を図り、基本施策に共通して踏まえるべき事項として設定します。
事業の実施にあたっては、市民、スポーツ関係団体、プロスポーツチーム、企業、大学等、様々な主体との連携・協働を行っていきます。

2. 基本施策に紐づく各施策・取組について・・・資料2

現行計画の施策をもとに、現状と課題、課題解決に向けた取り組み、事業の評価、新規掲載事業、スポーツ基本法等を踏まえて、基本施策に紐づく施策・取組（案）を作成いたしました。各施策の考え方は以下の通りです。

第一部「機会づくり」 生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

年齢・性別・障害の有無などに関わらず、子供から大人まで市民一人一人が、生活の中で気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツに触れたり、参加したりする機会を提供します。

また、スポーツは健康に良くて、生活に身近なものであるという意識改革を図ると共に、スポーツ以外の分野と連携した誘引策によって無関心層に働きかけを行います。

第二部「環境づくり」 生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備

既存の施設を最大限に生かし、だれもが使いやすく、身近な場所でスポーツを行える環境を確保するとともに、だれもがスポーツに関する情報を得やすい環境の充実とターゲットが明確で共感できる情報を充実させることで、市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境を整備します。

【説明資料】

第三部「人・組織づくり」 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

一人一人が誘い合ってみんなでスポーツをしたり、地域のスポーツイベントに参加したりできるように、スポーツを通じた地域住民の健康増進やコミュニティ形成を図るため、スポーツに関わる人材や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。

3. 重点的・先導的に取り組むべき施策の設定について・・・資料2

本計画では、今後の社会の状況や市の現状を踏まえ、重点的・先導的に取り組むべき施策を設定します。

なお、重点的・先導的に取り組むべき施策は、上位計画である、ふなばし一番星プランの「リーディングプロジェクト」の一部に対応しています。リーディングプロジェクトの詳細は、参考資料「船橋市生涯学習推進計画<リーディングプロジェクト>」をご確認ください。

【重点的・先導的に取り組むべき施策】

基本施策1-施策5 障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進

障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進に取り組むことで、年齢、性別、障害の有無等に関わらず多くの市民がスポーツに親しむことができ、スポーツ実施率の向上に繋がることから、重点施策に設定しました。

パラスポーツを推進することで、多様な人々がお互いを尊重し、支えあう共生社会の一助となるよう取り組みを行います。

基本施策3-施策3 地域住民の連携によるスポーツの推進

生涯スポーツ推進計画の基本姿勢は「多様な主体との連携・協働」としており、特にスポーツ参画人口の多くを占める地域住民の連携によるスポーツ推進は、めざすべき姿の達成において重要であることから、重点施策に設定しました。

様々な事業を実施する際に、多様な主体との連携・協働を積極的に行っていくとともに、地域住民の相互理解を促進するため、交流機会を創出します。

→対応するリーディングプロジェクト 3. 「共生社会」実現のための取組の充実

基本施策2-施策2 効果的な情報発信

スポーツに対する意識を変えたり、スポーツができる場所や仲間・身近なイベントを探したり、今までスポーツを行っていなかった市民も含め市民にスポーツを知ってもらうことが重要であることから重点事項に設定しました。

時間や場所にとらわれず、好きな時間に好きな場所でスポーツに関する情報が入手できるよう、インターネットを利用した情報提供の充実や市の事業の効果を最大限に生かせるよう情報内容の充実に取り組みます。

→対応するリーディングプロジェクト 4. 学びを広げる情報の充実

【説明資料】

【その他のリーディングプロジェクトの整理】

リーディングプロジェクト 1. 人生100年時代への対応

生涯スポーツ推進計画は、生涯にわたり生活の中で気軽にスポーツに親しむことで健康でいきいきと過ごしている状態を目指しているものであることから、人生100年時代への対応は重点施策に設定しておりません。

リーディングプロジェクト 2. デジタル化社会への対応

デジタル化社会への対応は、スポーツ分野においてもオンライン体験会等を検討・取り組む必要がある内容ですが、オンラインによるスポーツ体験会等の実施については、基本施策1全てに係るところであることから、重点施策として設定しておりません。

また、アンケート等の現状と課題から、まずは効果的な情報発信により、市民にスポーツを知ってもらうことを先行して重点的に行うことが必要であることから、重点施策には設定しておりません。

リーディングプロジェクト 5. 地域の拠点「公民館」の充実

公民館に関する内容であることから、重点施策には設定しておりません。

4. 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画における事業の位置づけ・評価について・・・資料3・4

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような不測の事態の発生等により、取り組むべき事業の優先順位の変更や、新たな事業の追加などが生じることが考えられます。

そのような際に、柔軟に対応していくため、計画内には各施策に対応する事業の位置づけは行わず、資料4「各施策対応事業管理表」（以下、管理表という。）を作成し、管理していきます。

管理表は、毎年度、船橋市スポーツ推進審議会に報告し、意見聴取の結果を事業所管課にフィードバックするとともに、指摘・提案事項等に基づいて管理表の更新をしていきます。

また、ふなばし一番星プランのスポーツ分野を担うことから、事業の整合性を図って参ります。

5. 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画における指標と毎年測定指標の設定・・・資料3・4

計画における指標

18歳以上のスポーツ実施率を令和4年度から令和8年度の5年間で、現在の42.2%から、国が目標とする65%を目指します。

【説明資料】

毎年測定指標

「4. 第二次船橋市スポーツ推進計画における事業の位置づけ・評価について」のとおり、事業を毎年評価する上で、毎年測定可能な数値を用いて指標とします。

毎年測定指標は、生涯スポーツ課が所管する事業及び施設を対象とし、ふなばしー番星プランの指標と整合を図っています。

- ① 市主催事業の参加者数
- ② 市体育施設の利用者数
- ③ スポーツ関係団体の団体数・会員数
- ④ 地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数

6. 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画（骨子案）について・・・資料5

1～5及び「第一次船橋市生涯スポーツ推進計画と第二次計画策定の概要について」を踏まえ、骨子案を作成しました。

計画の構成

船橋市スポーツ健康都市宣言

【めざすべき姿】

市民一人一人が生活の中で気軽に楽しくスポーツを行うことで健康になり、多くの仲間と共に、地域の輪の中でいきいきと過ごしている状態

【基本姿勢】 多様な主体との連携・協働

【基本施策】

【機会づくり】

基本施策1

市民のスポーツに対する意識改革と、市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

【施策】

【取組】

【事業】

【環境づくり】

基本施策2

市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備

【施策】

【取組】

【事業】

【人・組織づくり】

基本施策3

地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

【施策】

【取組】

【事業】

する・みる・ささえるスポーツ

基本施策に紐づく施策・取組（案）

現行計画			次期計画			基本施策		
施策の方向	施策	取組	施策	取組				
[機会づくり] 第2部 生涯スポーツ・レクリエーション活動の促進	(1) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の機会の拡充	① 市民主導のスポーツイベントの推進	1 広く市民を対象としたスポーツの推進	1 スポーツを始めるきっかけづくり	基本施策1 [機会づくり] 市民のスポーツに対する意識改革と、市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実			
		② スポーツ教室の開催		2 プロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信				
		③ スポーツ情報の発信						
		④ スポーツ事業への協力と連携						
	(2) 学校での体育・スポーツ活動の充実	① 学校体育・スポーツ活動の指導の支援		2 子どもの体力向上と体育・スポーツ活動の拡充		1 学校体育に関する活動の支援		
		② 児童生徒の体力の向上		2 児童生徒の体力の向上		2 幼児期からの運動習慣づくりの推進		
		③ 運動部活動の推進		3 ビジネスパーソン・子育て世代のスポーツ参加の促進		1 日常生活において気軽に取り組めるスポーツの普及啓発		
	(3) 競技スポーツの充実	① スポーツ推進団体への支援		1 日常生活において気軽に取り組めるスポーツの普及啓発		2 子育て世代の運動習慣の形成		
		② 市民体育大会・県民体育大会などの充実		2 子育て世代の運動習慣の形成				
		③ 大規模大会の開催・協力						
	(4) 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	① 参加機運の高揚		4 高齢者のスポーツへの参加の促進と生きがいづくり		1 高齢者がスポーツを楽しむきっかけづくり		
		② 各種事業への支援		2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進		2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進		
	(5) 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	① 参加機運の高揚		5 障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進		1 パラスポーツの理解促進と普及啓発	重点施策	
		② 各種事業への支援				2 障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり		
		③ 指導者の確保				3 障害者がスポーツを継続するための支援		
④ 競技性の高い障害者スポーツの支援								
[場づくり] 第3部 スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実	(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備	① 公式競技のできるスポーツ施設の整備	1 身近な場所でスポーツを継続できる環境	1 だれもが使いやすい環境の整備	基本施策2 [環境づくり] 市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備			
		② 地域スポーツ施設の整備		2 拠点となるスポーツ施設の整備				
	(2) 学校体育施設の開放	① 体育施設開放の促進		3 身近な場所でスポーツを行える環境の整備				
		① 民間スポーツ・レクリエーション施設、地域にある大学等との連携・協力						
	(3) 民間スポーツ・レクリエーション施設、地域にある大学等との情報交換	① 民間スポーツ・レクリエーション施設、地域にある大学等との情報交換		2 効果的な情報発信		1 スポーツに関する情報発信の充実	重点施策	
		2 スポーツの魅力発信	2 スポーツの魅力発信					
		3 庁内の連携体制の整備	3 庁内の連携体制の整備					
[人組織づくり] 第1部 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の整備	(1) 生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の促進	① スポーツ推進団体との連携	1 地域のスポーツ団体の育成・支援	1 総合型地域スポーツクラブの育成・支援	基本施策3 [人・組織づくり] 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成			
		② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援		2 スポーツ推進団体との連携				
		③ 指定管理者の活用		2 スポーツを支える人材の育成		1 指導者の育成と資質向上		
		④ スポーツ施設利用予約におけるサービスの向上		2 スポーツを支える人材の育成		2 スポーツボランティアの育成・活躍		
	(2) スポーツ・レクリエーション指導者の養成と活用	① 指導者の養成		3 地域住民の連携によるスポーツの推進		1 家庭・地域におけるスポーツ活動の促進	2 地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの連携・協働	
		② 指導者の発掘と活用						
	(3) 健康・体力づくり環境の整備	① 健康に関する学習機会の充実		4 船橋市特有のスポーツ文化の醸成		1 大規模大会の開催に係るレガシーの継承・発展	2 トップアスリートの育成と好循環に向けた取り組み	
		② 相談事業の拡充						3 スポーツによる国際交流
		③ 健康・体力づくり環境の整備充実						
	(4) スポーツ・レクリエーション国際交流の推進	① 国際交流事業の推進					重点施策	

課題解決に向けた取り組み

現状（第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果）と課題に対応する施策

現状と課題	課題解決に向けた取組	対応する施策等
(1)スポーツ実施率	スポーツの捉え方の意識改革	1-1~5
	無関心層に対する効果的な誘引策	1-1
	年齢や性別に応じた対応策	1-2~5
	事業の効果的かつ魅力的なPRの実施	1-1-1
		2-2-2、3
	スポーツ教室の開催方法の工夫	1-1-1
子供のスポーツ実施率の向上	1-2	
(2)障害者のスポーツ実施率	障害者のスポーツ実施率の向上	1-5
	パラスポーツの推進	1-5-1
	障害者への情報提供の充実	1-5-3
	障害者やパラスポーツに対する理解の促進	1-5-1
(3)スポーツを行う環境	既存のスポーツ施設の有効活用	2-1
	スポーツに関する情報発信の充実	2-2
(4)スポーツを行う形態組織人材	スポーツ指導者やリーダーの確保	3-1、2
	地域のスポーツイベントの振興	3-3
	総合型スポーツクラブの育成	3-1
(5)プロスポーツチーム等との連携	プロスポーツチーム等との連携の推進	1-1-2
		3-4-2
(6)新型コロナウイルス感染症による影響	新しい生活様式への対応・支援	3-1
	手軽な運動事例などの情報発信	1-1 2-2-1

スポーツ基本法に規定される「地方公共団体が務めるべき基本的施策」に対応する施策
(スポーツ基本法 第三章 基本的施策 第一節及び第二節)

条文	地方公共団体が務めるべき基本的施策	対応する施策等
第11条	指導者等の養成等	3-1~2
第12条	スポーツ施設の整備等	2-1
第13条	学校施設の利用	2-1-2
第14条	スポーツ事故の防止等	2-1
		3-2
第17条	学校における体育の充実	1-1-1、2
第19条	スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進	3-4
第20条	顕彰	2-2-3
第21条	地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等	3-3
第22条	スポーツ行事の実施及び奨励	3-1~3
第23条	スポーツの日の行事	3-3
第24条	野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励	1-1
		2-1-3

次期計画の施策～取組

基本施策	施策	取組	第二次新規
<p style="color: red;">[機会づくり] 第1部 市民のスポーツに対する意識改革と、市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実</p>	1	広く市民を対象としたスポーツの推進	
	1	スポーツを始めるきっかけづくり	
	2	プロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信	新
	2	子どもの体力向上と体育・スポーツ活動の拡充	
	1	学校体育に関する活動の支援	
	2	児童生徒の体力の向上	
	3	幼児期からの運動習慣づくりの推進	新
	3	ビジネスパーソン・子育て世代のスポーツ参加の促進	新
	1	日常生活において気軽に組み入れるスポーツの普及啓発	新
	2	子育て世代の運動習慣の形成	新
	4	高齢者のスポーツへの参加の促進と生きがいづくり	
	1	高齢者がスポーツを楽しむきっかけづくり	
	2	高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進	
	5	障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進	
	1	パラスポーツの理解促進と普及啓発	
2	障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり		
3	障害者がスポーツを継続するための支援		
<p style="color: green;">[環境づくり] 第2部 市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備</p>	1	身近な場所でスポーツを継続できる環境	
	1	だれもが使いやすい環境の整備	
	2	拠点となるスポーツ施設の整備	
	3	身近な場所でスポーツを行える環境の整備	
	2	効果的な情報発信	新
	1	スポーツに関する情報発信の充実	新
	2	スポーツの魅力発信	新
	3	庁内の連携体制の整備	新
	<p style="color: purple;">[人・組織づくり] 第3部 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成</p>	1	地域のスポーツ団体の育成・支援
1		総合型地域スポーツクラブの育成・支援	
2		スポーツ推進団体との連携	
2		スポーツを支える人材の育成	
1		指導者の育成と資質向上	
2		スポーツボランティアの育成・活躍	
3		地域住民の連携によるスポーツの推進	
1		家庭・地域におけるスポーツ活動の促進	
2		地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの連携・協働	新
4		船橋市特有のスポーツ文化の醸成	新
1		大規模大会の開催に係るレガシーの継承・発展	
2		トップアスリートの育成と好循環に向けた取り組み	新
3	スポーツによる国際交流		

基本施策	施策	取組名	第二次 新規	事業名					
1	1 広く市民を対象としたスポーツの推進	1 スポーツを始めるきっかけづくり	新	スポーツの捉え方の意識改革					
				健康教育の充実					
				誰もが参加しやすいスポーツ教室の開催					
				公民館等におけるスポーツ教室の開催					
		2 プロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信	新	プロ・トップスポーツチームの魅力発信					
	新		プロ・トップスポーツアスリートによるスポーツ教室						
	2 子どもの体力向上と体育・スポーツ活動の拡充	1 学校体育に関する活動の支援		小中学校における個に応じた指導の充実					
				研修の充実と指導者の資質の向上					
				学校体育施設・用具の安全管理の徹底					
				安全点検の徹底					
				教育活動指導者の派遣					
				運動部活動と生涯スポーツ活動との連携					
				市立船橋高等学校との連携					
		2 児童生徒の体力の向上		学校における健康相談					
				教育活動をとおした体力向上の推進					
		3 幼児期からの運動習慣づくりの推進		体力向上推進委員会の充実					
			親子教室等の開催						
	新		親子や家族で参加できるスポーツイベント等の実施						
	3 ビジネスパーソン・子育て世代のスポーツ参加の促進	1 日常生活において気軽に取り組めるスポーツの普及啓発		成人健康相談					
				誰もが参加しやすいスポーツ教室の開催					
		2 子育て世代の運動習慣の形成		親子教室等の開催（再掲）					
			新	親子キャンプ					
			新	親子デイキャンプ					
		新	ひとり親家庭向けデイキャンプ						
	4 高齢者のスポーツへの参加の促進と生きがいづくり	1 高齢者がスポーツを楽しむきっかけづくり		各種スポーツ・レクリエーション事業の参加枠の拡大					
				高齢者団体のスポーツ・レクリエーション活動の支援					
2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進		新	高齢者が参加するスポーツ・レクリエーション大会への支援						
5 障害のある人もない人も楽しめるスポーツの推進	1 パラスポーツの理解促進と普及啓発		障害のある人の参加できる各種スポーツ・レクリエーション事業						
		新	パラスポーツ用具の貸し出し						
		新	パラスポーツイベントの開催（再掲）						
			スポーツ・レクリエーション大会の支援						
	2 障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり	新	パラスポーツイベントの開催						
		新	障害者を対象としたスポーツ教室の開催						
	3 障害者がスポーツを継続するための支援		障害者団体のスポーツ・レクリエーション活動の支援						
		新	障害者やその家族等を対象とした情報発信						
			障害者スポーツ指導者の確保						
			競技性の高い障害者スポーツの支援方法の検討						

基本施策	施策		取組名		第二次 新規	事業名
2	1	身近な場所でスポーツを 継続できる環境	1	だれもが使いやすい環境の整備		スポーツ施設予約システムの活用
						体育施設等の整備
			2	拠点となるスポーツ施設の整備		指定管理施設の活用
						学校体育施設開放事業の充実
						公的トレーニング施設の整備
			3	身近な場所でスポーツを行える環 境の整備		公園を活用した健康づくり事業の検討
					新	健康器具設置事業
						運動広場の整備・拡充
						まちかどスポーツ広場の整備・拡充
			民間スポーツ・レクリエーション施設の情報提供			
	2	効果的な情報発信	1	スポーツに関する情報発信の充実		様々な手段による情報提供の促進
					新	インターネットを利用したスポーツ情報の充実
						スポーツ施設における情報提供の充実
			2	スポーツの魅力発信		スポーツ関係団体との連携した情報発信
					新	プロ・トップスポーツチームの魅力発信（再掲）
			3	庁内の連携体制の整備	新	庁内の連携体制の整備
					新	顕彰

基本施策	施策	取組名	第二次 新規	事業名		
3	1 地域のスポーツ団体の育成・支援	1 総合型地域スポーツクラブの育成・支援		総合型地域スポーツクラブの設立支援・育成		
			新	総合型地域スポーツクラブの活動紹介・PR		
				船橋市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の支援		
		2 スポーツ推進団体との連携		各種健康・体づくり講習会、研修会の開催支援		
				船橋市スポーツ協会への支援		
				各種大会開催への支援		
	2 スポーツを支える人材の育成	1 指導者の育成と資質向上		船橋市スポーツ推進委員協議会の各種研修会等への支援		
				スポーツ指導者の発掘と活用		
				競技スポーツ指導者等との連携の強化		
		2 スポーツボランティアの育成・活躍		ふなばし市民大学校（スポーツコミュニケーション学科）の充実		
			3 地域住民の連携によるスポーツの推進	1 家庭・地域におけるスポーツ活動の促進	新	地域スポーツイベントへの支援
					新	親子や家族で参加できるスポーツイベント等の実施（再掲）
		総合型地域スポーツクラブの設立支援・育成（再掲）				
	2 地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの連携・協働			全市レベルのスポーツイベントの支援		
				地域スポーツイベントへの支援（再掲）		
				各コミュニティにおけるスポーツ活動の啓発強化		
	4 船橋市特有のスポーツ文化の醸成	1 大規模大会の開催に係るレガシーの継承・発展		大規模大会等の支援開催		
				国・県のスポーツ事業への協力と連携		
		2 トップアスリート育成と好循環に向けた取り組み	新	総合的なスポーツ資料の展示		
			新	プロ・トップスポーツアスリートによるスポーツ教室（再掲）		
				市民体育大会への支援		
		3 スポーツによる国際交流		県民体育大会への支援		
				スポーツ交流事業の助言		
				市民レベルでの交流活動との連携		

第三次船橋市生涯学習推進計画 <リーディングプロジェクト>

「リーディングプロジェクト」とは、予測される今後の社会の状況や市の現状等を踏まえ、令和4年(2022年)度から令和8年(2026年)度までの5年間で、先導的に取り組む必要があると考える内容を明確化し、推進計画の各施策・取組を横断的に関連付けて整理したものです。

1. 人生100年時代への対応

- (1) 医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測されていることから、高齢期を豊かに生きるための学習を推進します。
- (2) 高齢期を健康で豊かに暮らすためには、若い頃から栄養摂取の重要性を理解し、健康管理、健康づくりに取り組むとともに、適度な運動を継続することが必要であるため、健康づくりに関する学習、運動習慣形成のための学習、食育を推進します。
- (3) 高齢者に限らず、それぞれが「人生100年時代」を想定して自らの人生設計をどうするのかを積極的に考え、生涯をとおして知識と時代の変化に応じたスキルを獲得することが必要であるため、リカレント教育を推進します。

【対応する主な取組】

基本施策	施策	取組	
I. 多様な学習ニーズへの対応と、充実した学習機会の提供	1 多様な学習ニーズへの対応	4 再チャレンジする人への学習支援 ■リカレント教育の推進 (3)	
		5 高齢期を豊かに生きるための学習支援 ■高齢期を豊かに生きるための学習の推進 (1)	
	2 充実した学習機会の提供	2 健康維持・増進のための学習機会の提供	■健康づくりに関する学習の推進 (2)
			■運動習慣形成のための学習の推進 (2)
			■食育の推進 (2)

※表内の各取組に付記している「(1)」等の数字は、プロジェクトの内容を説明する各項目に振られている数字に対応します。

2. デジタル化社会への対応

- (1) 時間や場所にとらわれず、好きな時間に好きな場所で学習できるよう、インターネットを利用した学習の提供を行い、「オンラインによる学び」と「対面による学び」を組み合わせる等、より高い学習効果を得るための実施方法を検討し、提供します。
- (2) オンライン申請やインターネットショッピングの普及等、官民によるデジタル化が進む中、市民がデジタル化のメリットを享受できるよう、加えて、自然災害等の不測の事態が起こった際に自らの安全や命を守ることができるよう、各生涯学習施設でデジタルデバイド対策を行います。
- (3) 地域のデジタルデバイドを解消できる人材を育成するための取組を検討・実施し、「地域による地域課題の解決」を目指します。

【対応する主な取組】

基本施策	施策	取組	
I. 多様な学習ニーズへの対応と、充実した学習機会の提供	1 多様な学習ニーズへの対応	1 新たな学習スタイルへの対応	
		<ul style="list-style-type: none"> ■時間や場所にとられない学習の提供 (1) ■デジタルデバイド対策の推進 (2) 	
	II. 「学習と活動の循環」の促進	1 地域・社会で活躍する人材・団体の育成と支援	1 地域・社会で活躍する人材の育成と支援
			<ul style="list-style-type: none"> ■地域・社会で活躍する人材の育成と支援 (3)

※表内の各取組に付記している「(1)」等の数字は、プロジェクトの内容を説明する各項目に振られている数字に対応します。

3. 「共生社会」実現のための取組の充実

(1) 年齢、性別、国籍、経済事情、障害の有無等、多様な人々の一人一人が互いの人格を尊重し支え合いながら生活できるよう、生涯学習の観点から、様々な人を迎え入れ、あらゆる人が能力を最大限発揮できるインクルーシブ（包摂的）な地域・社会の実現に向けた取組を行います。

(2) 様々な事業を実施する際に、多様な主体との連携・協働を積極的に行っていくとともに、地域住民同士の相互理解を促進するため、交流機会を創出します。

【対応する主な取組】

基本施策	施策	取組
I. 多様な学習ニーズへの対応と、充実した学習機会の提供		
	1 多様な学習ニーズへの対応	
	2 外国人住民等への学習支援	■日本語教育の充実 (1)
		■外国人住民等に向けた生涯学習情報の発信 (1)
	3 困難を抱える子供への学習支援	■帰国・外国人児童生徒への支援 (1)
		■学習や体験機会の格差の是正 (1)
	4 再チャレンジする人への学習支援	■職業的な自立の支援 (1)
	2 充実した学習機会の提供	
	3 人権尊重・多文化共生のための学習機会の提供	■人権に関する学習の推進 (1)
		■男女共同参画に関する学習の推進 (1)
		■性の多様性に関する学習の推進 (1)
		■心のバリアフリーのための学習の推進 (1)
		■多文化共生のための学習の推進 (1)
	3 充実した学習のための環境の整備	
	4 生涯学習施設の充実	■障害の有無に関わらず学習できる環境の整備 (1)
II. 「学習と活動の循環」の促進		
2 「つながり」を育む学習・活動の推進		
	3 地域における交流機会の創出	■地域における交流機会の創出 (2)

※表内の各取組に付記している「(1)」等の数字は、プロジェクトの内容を説明する各項目に振られている数字に対応します。

4. 学びを広げる情報の充実

- (1) 行政が実施する生涯学習事業に加え、地域の大学や企業が実施する事業の情報を積極的に収集し、発信していきます。また、市民の更なる学習・活動を促進するため、情報を発信でき、かつ、市民が手軽に生涯学習情報を検索できるアプリケーション等の構築を目指します。
- (2) 学習相談窓口（仮）の設置等、学習に関する相談に対応・支援する体制を整備・充実させるとともに、学びの成果を活動につなげることを支援するコーディネート機能を強化し、学習・活動を支援します。
- (3) 市民の継続した学習を支援するため、学習の成果を記録し、学習の履歴等を振り返ることができる「生涯学習パスポート（仮）」や、学習記録に応じて称号を付与する「まなびのマイスター制度（仮）」等の仕組みの構築を目指します。また、学び合いを促進する仕組みの構築を目指します。

【対応する主な取組】

基本施策	施策	取組
I. 多様な学習ニーズへの対応と、充実した学習機会の提供		
	1 多様な学習ニーズへの対応	
	2 外国人住民等への学習支援	■外国人住民等に向けた生涯学習情報の発信 (1)
	3 充実した学習のための環境の整備	
	1 学習に関する情報提供の充実	■学習に関する情報の集約と発信方法の充実 (1)
	2 学びの成果を可視化する仕組みの構築	■学びの成果を可視化する仕組みの構築 (3)
	3 学習相談体制の整備・充実	■学習相談体制の整備・充実 (2)
II. 「学習と活動の循環」の促進		
	3 学びの成果を活用するための環境の整備	
	1 活動に関する情報提供の充実	■活動に関する情報の収集と発信 (1)
	2 活動へつなげるコーディネート機能の強化	■活動へつなげるコーディネート機能の強化 (2)

※表内の各取組に付記している「(1)」等の数字は、プロジェクトの内容を説明する各項目に振られている数字に対応します。

5. 地域の拠点「公民館」の充実

- (1) 利用基準の見直しや夜間の事業の実施等により、利用率の向上や新しい利用者層の開拓を図り、さらに身近で使いやすい生涯学習施設にします。
- (2) 社会教育主事の任用資格をもつ職員等が、コーディネート能力やファシリテート能力を発揮し、地域住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進するとともに、地域の特性を踏まえた事業を展開することにより、地域の学習拠点となる施設を目指します。
- (3) 基本的に地区コミュニティごとに設置されている特性を生かし、多様な行政サービスの提供、地域の防災拠点としての役割の強化等、地域コミュニティの維持・発展に貢献します。

【対応する主な取組】

基本施策	施策	取組
I. 多様な学習ニーズへの対応と、充実した学習機会の提供	3 充実した学習のための環境の整備	4 生涯学習施設の充実
		■公民館の充実 (1) (3)
	II. 「学習と活動の循環」の促進	2 「つながり」を育む学習・活動の推進
	1 地域課題に関する取組の推進	■地域課題に関する学習と活動の推進 (2)
	2 家庭と地域の教育力向上のための取組の推進	■地域の子供を地域で守り育てる体制の整備・充実 (2)
	3 地域における交流機会の創出	■地域における交流機会の創出 (2)
各行政ブロックの現状と施策の展開		
	各行政ブロックの特徴と特に積極的に推進する取組等	(2)

※表内の各取組に付記している「(1)」等の数字は、プロジェクトの内容を説明する各項目に振られている数字に対応します。

事業の位置づけ・評価・指標

市民一人一人が生活の中で気軽に楽しくスポーツを行うことで健康になり、
多くの仲間と共に、地域の輪の中でいきいきと過ごしている状態

第二次計画期間（令和4年度～令和8年度）で目指す
18歳以上の週1回以上のスポーツ実施率
65%以上

【機会づくり】
基本施策1

市民のスポーツに対する意識改革と、市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

【環境づくり】
基本施策2

市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備

【人・組織づくり】
基本施策3

地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

各施策対応事業管理表

【毎年測定指標】

市主催事業の参加者数

XXXXXXXX 人

【毎年測定指標】

市体育施設の利用者数

XXXXXXXX 人

【毎年測定指標】

スポーツ関係団体の
団体数・会員数

XXX 団体

XXXXXXXX 人

地域住民との連携・協働により行った事業の
実施回数

XXX 回

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画 各施策対応事業管理表(案)

■毎年測定指標(生涯スポーツ課の所管する事業・施設)

基本施策	測定指標	方向性
1	市主催事業の参加者数	↗
	市体育施設の利用者数	↗
	スポーツ関係団体の団体数・会員数	↗
3	行政以外の主体との連携・協働により行った事業の実施回数	↗

「事業区分」事業の区分を「新規」「変更」「拡大」「継続」から選択

※基準は「令和3年度」【新規】令和3年度以降に開始することを想定している場合
【変更】令和3年度から事業の実施方法等について変更を加える場合
【拡大】令和3年度から事業規模を拡大して実施していく場合
【継続】令和2年度と変更なく事業を実施する場合

「概要」「区分」で「変更」または「拡大」を選択した場合、変更点や拡大する内容を明確に記載

「する・みる・ささえる」の区分

「評価指標」・毎年数値で計測可能なもの、5月末頃までに提出可能なもの
・複数の指標も設定可能
・原則、生涯スポーツ課所管事業

「目標区分」 「評価指標」に対する目標の区分を【↗】【↘】【→】から選択
令和4年度の「評価指標」の実績の方向性
【↗】向上させる
【↘】低下した
【→】現状維持する

「実績区分」：【↗】【↘】【→】から選択
令和4年度の実績値が令和3年度と比較して
【↗】向上した
【↘】変化なし
【→】低下した

「事業区分」：【新規】【変更】【拡大】【継続】から選択
【新規】令和5年度から開始する場合
【変更】令和5年度から事業の実施方法等について変更を加える場合
【拡大】令和5年度から事業規模を拡大して実施していく場合
【継続】令和4年度と変更なく事業を実施する場合

「目標区分」：【↗】【↘】【→】から選択
令和5年度の実績の方向性
【↗】向上させる
【↘】現状維持する

基本施策	施策番号	施策	取組番号	取組名	重点	事業名	事業区分	連携・協働	所管課	概要	する・みる・ささえる	指標設定事業	評価指標	目標区分	令和4年度 実績値		実績区分	実績所感	来年度方向性		特記事項等							
															令和3年度	令和4年度			事業区分	目標区分								
1	(1)	広く市民を対象としたスポーツの推進	①	スポーツを始めるきっかけづくり		健康教育の充実	継続		地域保健課	各保健センターにおいて、市民の健康保持・増進や生活習慣病予防等のために、運動習慣づくり教室等、健康教育事業を推進・充実します。また、各保健センターと他の施設、他課と連携を図りながら、地域に出向いて地域住民の健康づくりの支援・啓発をします。																		
						初心者向けのスポーツ教室の開催	継続	●	生涯スポーツ課	市民自らが主体的にスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツを始めるきっかけづくりとなるスポーツ教室を船橋市スポーツ協会加盟団体や指定管理者と連携し開催します。					参加者数	↗							再掲あり					
						公民館等におけるスポーツ教室の開催	継続		社会教育課	公民館において、地域住民のニーズに応じたスポーツ教室など、健康に関する事業を推進します。																		
						公園を活用した健康づくり事業の検討	継続		地域保健課	運動が習慣づけられるよう、身近な公園を活用した健康づくりを検討し、推進していきます。																再掲あり		
		②	プロスポーツチームと連携したスポーツの魅力発信		管理表のイメージです。																	再掲あり						
		(2)	子どもの体力向上と体育・スポーツ活動の拡充	①	学校体育に関する活動の支援		学校体育施設・用具の安全管理の徹底	継続		保健体育課	年1回、体育主任に対し、安全管理について研修を行うとともに、各学校を巡回し、施設、遊具の点検を実施し、必要に応じ修理を行います。																	
	安全点検の徹底						継続		保健体育課	年1回、安全主任に対し、安全点検の研修を行うとともに、月1回の安全点検を実施し、施設、用具等の安全の確認の徹底を図っています。																		
	教育活動指導者の派遣						継続		保健体育課	専門的な指導力を備えた指導者を必要とする小・中学校に対して指導者を派遣し、運動部活動の充実を図ります。																		
	運動部活動と生涯スポーツ活動との連携						継続		保健体育課	学校の運動部活動とスポーツ関係団体との連携を図り、支援していく体制を進めていきます。																		
	市立船橋高等学校との連携						継続		保健体育課	市立船橋高等学校と連携し、小中学生対象の実技講習会や合同練習等を実施し、併せて指導者対象の研修会等を計画、実施し、運動部活動の充実を図ります。																		
	学校における健康相談						継続		保健体育課	養護教諭、栄養教諭、栄養職員による児童生徒の健康相談活動の充実を図ります。																		
							②	児童生徒の体力の向上		教育活動をおとした体力向上の推進	継続		保健体育課	体力向上や健康・安全に関する指導については、学校全体としての指導体制を確立し組織的な活動を推進します。														
	体力向上推進委員会の充実	継続		保健体育課	各学校で設置している体力向上推進委員会を中心に、教育活動全体を通じて意図的・計画的に児童生徒の体力の向上を図ります。																							
		③	幼児期からの運動習慣づくりの推進		親子教室等の開催	継続		地域子育て支援課	児童ホームにおいて、親子ふれあい教室等成長過程に合わせた体力づくりなどの事業を推進します。															再掲あり				
親子や家族で参加できるスポーツイベント等の実施	継続					生涯スポーツ課	市民マラソン大会の親子レース等、親子で参加できるスポーツイベント等を実施します。																再掲あり					
プレーパーク	継続					青少年課	船橋市立大神保青少年キャンプ場を会場とした、自然遊び体験																					

第一次船橋市生涯スポーツ推進計画と第二次計画策定の概要について

1. 第一次船橋市生涯スポーツ推進計画について

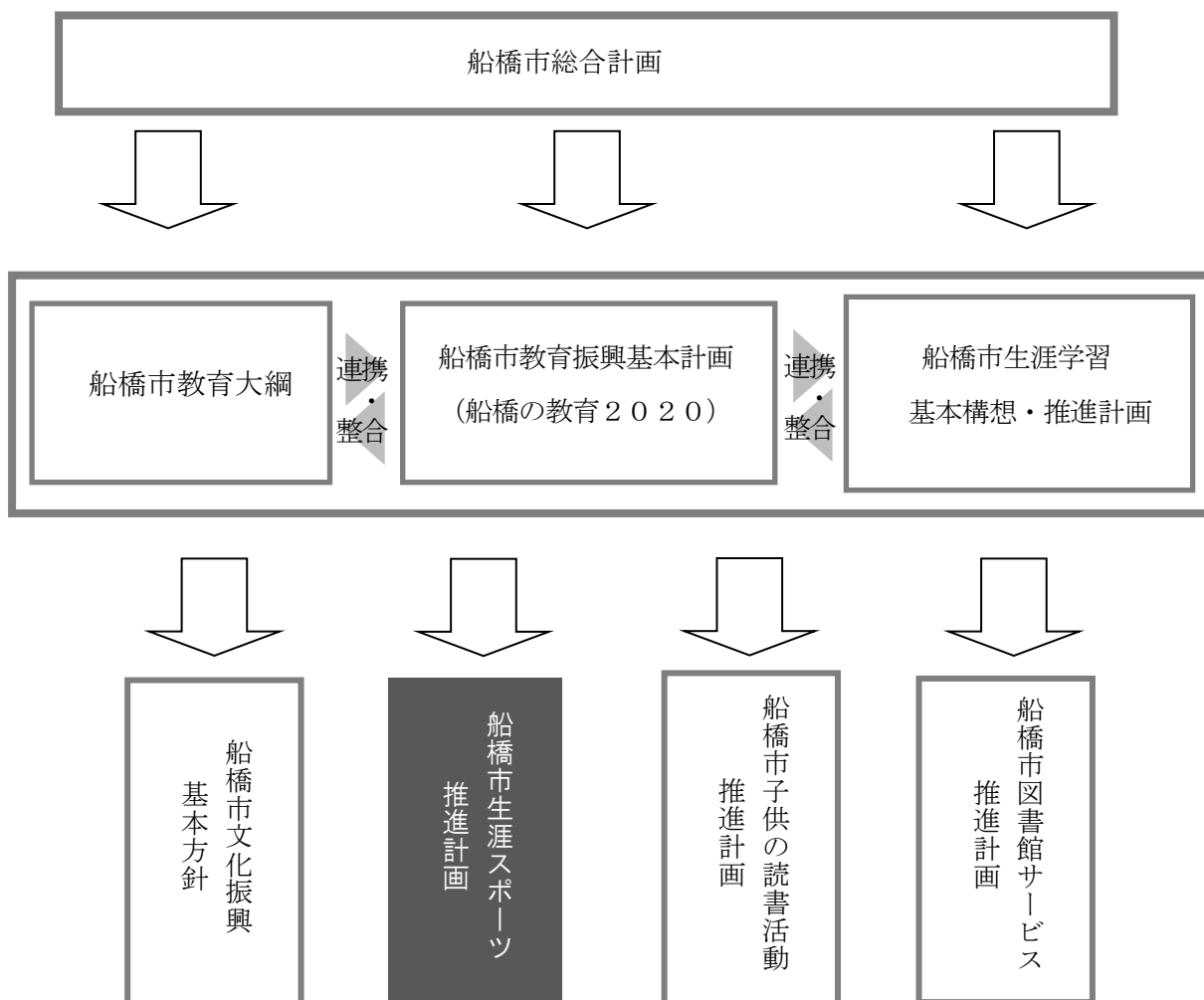
(1) 位置づけ

スポーツ基本法 第10条 地方スポーツ推進計画

1 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

国（スポーツ基本計画）及び県（千葉県体育・スポーツ推進計画）を参酌するとともに、船橋市の他計画との連携・整合を図りながら、船橋市の状況を踏まえた計画を作成します。

【各計画との関係イメージ図】



(2) 背景

船橋市では、「人もまちも健康でありたい」との願いから、昭和58年10月に「スポーツ健康都市宣言」を行い、市民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりを行ってきました。

(3) 計画期間

平成27年度から令和3年度（7ヵ年）

※船橋市総合計画及び船橋市生涯学習基本構想・推進計画との計画期間の整合を図るために令和元年度から令和2年度の1ヵ年、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から令和3年度の1ヵ年、計画期間を延長しました。

(4) 計画の内容

「市民一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽に楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場と機会が提供される状態」をめざすべき姿とし、3部の施策の方向で構成されています。

(5) 推進と評価

計画策定後は、毎年、事業別に評価を行いました。2ヵ年が経過した平成29年には、計画の中間評価を行い「船橋市スポーツ推進審議会」に報告しました。

計画期間延長後においても評価を行い、「船橋市スポーツ推進審議会」に報告しています。

2. 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の策定について

(1) 方向性について

国の「第3期スポーツ基本計画」と県の「第13次千葉県体育・スポーツ推進計画」を参酌するとともに、船橋市政の基本方針である「船橋市総合計画」をはじめとした、市の各種計画と整合性を図った上で、市のスポーツに係る基本計画として「第二次船橋市生涯スポーツ推進計画」を策定します。

(2) 国・県の動向

① 国の動向

国は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づき、令和3年度までの5年間におけるスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として、平成29年3月に第2期スポーツ基本計画を策定しました。第2期スポーツ基本計画は、令和3年度が計画期間の終期となることから、現在、第3期スポーツ基本計画の策定に向けて取り組んでいるところです。

第2期スポーツ基本計画では「スポーツの価値」について、「スポーツで人生が変わる」、「スポーツで社会を変える」、「スポーツで世界とつながる」、「スポーツで未来を創る」という4つの観点から説明がなされた上で、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の

実現に取り組むことが基本方針として提示されています。

また、平成30年に、国民全体の週1回以上スポーツ実施率の向上のための新たなアプローチや、即効性のある取組を行動計画として「スポーツ実施率向上のための行動計画～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～（平成30年9月）」を取りまとめ、平成31年には障害のある方がその個性や能力を生かして活躍できる場のより一層の拡大を目指すなかで、障害者活躍推進プラン5「障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～」を策定し、スポーツ参画人口の拡大にむけ、様々な取組が進められています。

② 千葉県の動向

千葉県では「するスポーツ・見るスポーツ・ささえるスポーツ」が拡がりを見せる中、平成29年4月に第12次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。第12次計画は、令和3年度が計画期間の終期となることから、現在、第13次計画の策定に向けて取り組んでいるところです。

第12次計画においては、第11次計画の成果と課題を踏まえるとともに、約半世紀ぶりとなる東京2020オリンピック・パラリンピックが千葉県内でも開催されるこの期間を、スポーツの力が最大限に発揮される絶好の機会ととらえ、全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う「スポーツ立県ちば」の推進を目指しています。

「子どもの体力向上と学校体育活動の充実」、「運動・スポーツを楽しむための健康・体力づくり」、「スポーツ環境の整備」、「競技力の向上」、「東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進」、「スポーツによる地域づくりの推進」の6つの施策を掲げ、様々な取組が進められてきています。

(3) 計画期間

第二次船橋市生涯スポーツ推進計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を見据えた計画です。

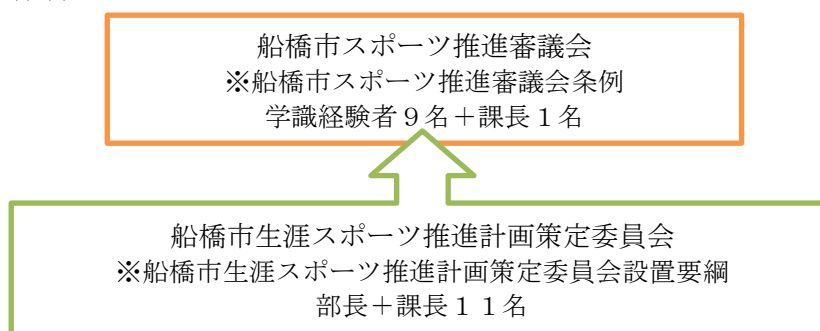
それぞれの施策を着実に推進するとともに、進捗状況については、船橋市スポーツ推進審議会に報告し、その意見を踏まえて、効果的な推進に努めます。

また、計画期間の中間年度である令和6年度に中間報告を行い、達成状況、国・県の計画との整合性や社会情勢の変化等も踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

【他計画の計画期間】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
国：スポーツ基本計画	第3期スポーツ基本計画									
県：千葉県体育・スポーツ推進計画	第13次千葉県体育・スポーツ推進計画									
船橋市総合計画	第3次船橋市総合計画									
船橋市教育振興基本計画 (船橋の教育2020)	令和2年度～ 教育振興ビジョン									
	令和2年度～ 前期基本計画				後期基本計画					
船橋市生涯学習基本構想	第三次船橋市生涯学習基本構想									
船橋市生涯学習推進計画	推進計画									
船橋市生涯スポーツ推進計画	第二次船橋市生涯スポーツ推進計画					第三次船橋市生涯スポーツ推進計画				

(4) 推進体制



3. 現状（第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果）と課題、要因分析と課題解決に向けた取り組み

スポーツに関する市民アンケート、スポーツ庁の「地方自治体におけるスポーツ実施率向上のための基盤構築」などの調査結果及び各事業の評価から、現状と課題を整理しました。

※文章中の割合は、特に断りのない場合は「令和元年度 船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート」の数値を言います。

※1 平成25年度 船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート

※2 令和元年度 船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート（障害者）

※3 スポーツ庁委託事業「地方自治体におけるスポーツ実施率向上のための基盤構築（令和元年度）（船橋市）」

(1) スポーツ実施率

A. 現状（第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果）と課題

- ① 成人の週1日以上の実施率は42.2%（44.4%^{※3}）と前回の51.5%^{※1}から9.3ポイント下回る結果となりました。また、国の第2期スポーツ基本計画における成人の週1回以上のスポーツ実施率目標値となる65%から大きく下回っています。スポーツ活動を行っていない市民は33.6%^{※1}から45.7%と12.1ポイント増となっており、スポーツ活動を行っていない理由は、「運動をする機会がない」が42.9%、「忙しくて時間がない」が37.9%、「スポーツが苦手」が17.0%となっています。また、年代や性別等による対象毎の対応を考える必要があります。
- ② スポーツを行っていない市民のうち、「これからスポーツ活動を始めたいと思う」が23.0%、「きっかけがあれば始めたいと思う」が41.0%となっています。また、スポーツ活動を行っていない理由が、「特に理由はない」が18.7%となっています。
- ③ 船橋市スポーツ協会等関係団体と連携し、年代や障害の有無、経験等に関わらずだれもが参加しやすい、市民体育大会や市民マラソン・駅伝大会を開催しました。毎年多くの参加があり、市民の目標の一つとなる大会で親しまれてきました。しかしながら、近年、その参加者は横ばいの傾向があります。
- ④ 初心者向けのスポーツ教室の実施により、スポーツを新たに始めたいと思っている市民に対して機会の提供を行いました。毎年多くの参加がありますが、教室の開催種目に偏りがみられます。
- ⑤ 小学生以下の子供の運動・スポーツ実施状況は、「定期的に運動・スポーツを実施していない」が79.4%^{※3}と非常に高くなっており、子供のスポーツ実施状況の改善が課題です。

B. 現状の要因分析と課題解決に向けた取り組み

① スポーツの捉え方の意識改革

スポーツ実施率が伸びない要因は「わざわざ機会を見つけなければスポーツができない」、「時間がないとスポーツができない」、「スポーツが苦手・嫌い」といったように、スポーツを行うハードルが市民の中で高いことが要因として考えられます。今後、国の施策である、「スポーツ実施率向上のための行動計画～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～（平成30年9月6日）」の施策の一つである、「スポーツには、皆が日常の中で楽しんで実施する身体活動も含まれていることも共有し、スポーツのそのものの捉え方について意識改革を図る」を踏まえ、本市の事業を行い、スポーツの定義の意識改革を推進し、機会がない・時間がない・苦手といった回答層をスポーツ活動に繋げます。また、より生活の中にスポーツが取り込まれることで、コロナ禍や災害時等の様々な活動が制限される

中においても、スポーツを継続することができます。

② 無関心層に対する効果的な誘引策

スポーツを始めたいと思う市民や無関心層に対し、スポーツとは異なる側面から共感を得る情報発信を実施し、スポーツ活動に繋がります。

③ 事業の効果的かつ魅力的なPRの実施

受け皿としての事業が整っているのに、参加者が伸びない要因は効果的かつ魅力的なPRができていないことが考えられます。対象者によってPR方法を変える等、効果的かつ魅力的なPRを実施し、参加者の増加へ繋がります。

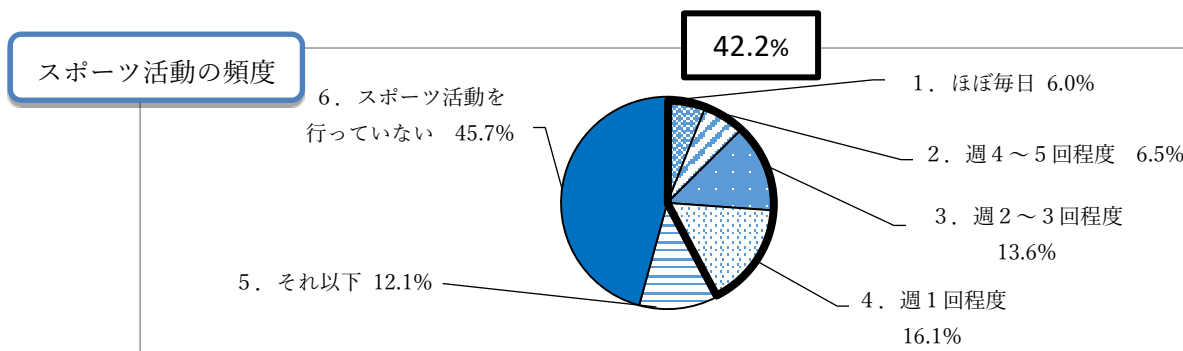
④ スポーツ教室の開催方法の工夫

参加者の間口を広げるため、様々な種目を取り入れることや、気軽に参加できるワンデー教室、新しい生活様式に対応したオンライン教室等の開催方法の工夫が必要です。

⑤ 子供のスポーツ実施率の向上

「どのような環境を整えれば、子供に運動・スポーツを実施させたいと思うか^{※3}」に対し、「安価で気軽に通わせることができるスポーツクラブ等の充実」が41.0%、「子供だけで通える身近なスポーツクラブの充実」が29.8%、「身近に外遊びができる場の充実」が25.5%となっていることから、お金をかけずに、身近な場所で運動・スポーツができる環境の整備や①のとおり、スポーツの意識改革を推進し、スポーツ活動に繋がります。また、「子供に運動・スポーツを実施させたいと思わない」が26.6%と高いことから、親に対する意識改革の推進が必要です。

※スポーツ実施率等の参考：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和元年度) 成人の週1回以上のスポーツ実施率 53.6%



【出典 令和元年度生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】

「スポーツ活動を行っていない人」の回答者属性別の要因

	1. スポーツ活動が苦手・嫌い	2. 運動をする機会がない	3. 忙しくて時間がない	4. スポーツ等一分なりのルから	5. 施設が近くにない	6. お金がかかるから	7. 怪我等の身体的理由	8. 特に理由はない	9. その他
男性 18-59 歳	0	① 14	② 12	0	2	③ 4	2	3	2
男性 60 歳以上	2	① 10	4	0	3	3	② 6	② 6	3
女性 18-59 歳	12	② 28	① 32	0	9	③ 13	1	9	5
女性 60 歳以上	① 12	7	5	0	5	3	② 11	② 11	7

【令和元年度生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケートの回答から集計】

(2) 障害者のスポーツ実施率

A. 現状（第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果）と課題

- ① 令和元年度に、障害者を対象に「船橋市生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート」を実施したところ、障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率は43.0%^{*2}であり、国の「『障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）』報告書（令和2年3月）」の障害者（成人）の週1日以上スポーツ・レクリエーション実施率25.3%を大きく上回りました。また、国の第2期スポーツ基本計画における障害者の週1回以上のスポーツ実施率の目標値は40%となっています
- ② 平成30年度にパラスポーツ協議会を設立し、パラスポーツ体験会やボッチャ用具の貸出を開始しました。市内小中学校を中心に体験会を開催し、特にボッチャは、誰もが体験しやすく好評でした。ボッチャ用具は、市民の利便性や、地域におけるパラスポーツの振興を推進するため、各基幹公民館に1セットずつ配置し、貸出を行いました。東京2020パラリンピックの効果もあり、各事業は大変好評でしたが、東京2020パラリンピック閉会後もパラスポーツが継続されることが必要です。
- ③ 市民マラソン・駅伝大会では障害のある方が参加できるよう配慮を行いました。また、パラリンソフトボール大会、パラ水泳大会等の障害者が参加できる大会の開催を支援することで、障害者が参加できる大会の振興に努めました。また、特別支援学校及び特別支援学級に通学する児童・生徒を対象としたサッカー教室を開催することで、児童の心身の健全な育成や余暇支援を図りました。スポーツを行う機会がない児童や保護者から大変好評をいただきましたが、まだまだ参加者が少ないことが課題です。一方で、スポーツ活動を行っていない市民（障害者）のうち、「これからスポーツ活動を始めたいと思う」及び「きっかけがあれば始めたいと思う」市民は40.4%^{*2}となっています。
- ④ 障害者やパラスポーツへの理解を深めるために、パラスポーツ関係のアスリート等による講演会の開催やスポーツ義足体験授業等を行いました。市民（障害者）のパラスポーツへの関心が「どちらともいえない」、「ない」及び「パラスポーツを知らない」が48.8%^{*2}、市民のパラスポーツへの関心が「どちらともいえない」、「ない」及び「パラスポーツを知らない」が67.6%となっています。

B. 現状の要因分析と課題解決に向けた取り組み

① 障害者のスポーツ実施率の向上

本市の障害者のスポーツ実施率が国より高いことの要因としては、精神障害者は保健所デイケアクラブに通所する方に対しアンケートを実施したことや、回答者が比較的障害の程度が軽度の方が多いことが考えられます。また、平成30年度に船橋市パラスポーツ協議会を設立し、パラスポーツを推進してきました。今後、国の施策である、『スポーツ実施率向上のための行動計画～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～（平成30年9月6日）』の取組の一つである「障害者向けの取組」を踏まえ、本市の事業を行い、障害者のスポーツ実施率向上に努めます。

② パラスポーツの推進

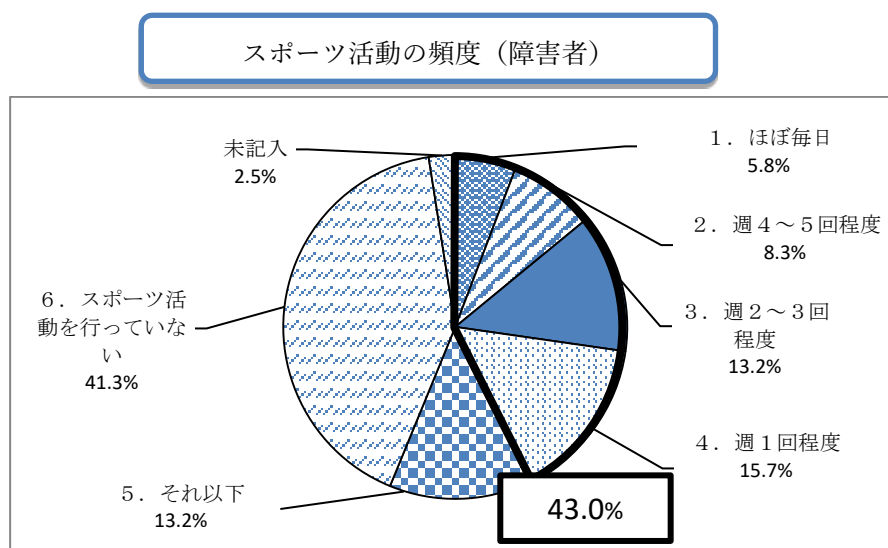
パラスポーツは年齢や障害の有無等に関わらず誰もが楽しめるスポーツであることが好評である要因です。東京2020パラリンピック閉会後もパラスポーツが行われるように、関係団体と連携して体験会を開催すると共に、ボッチャ用具の貸出を行い、パラスポーツを浸透・定着させていくことで、障害者を含めたスポーツ実施率の向上を図ります。

③ 障害者への情報提供の充実

障害者が参加できる教室や大会の拡充に努めてきましたが、まだまだ間口が狭いことや、スポーツ活動を始めたいと思う対象者に情報が届いていないことが参加者の増えない要因と考えられます。対象者によってPR方法を変える等、効果的かつ魅力的なPRを実施し、参加者の増加へ繋がります。

④ 障害者やパラスポーツに対する理解の促進

引き続き、パラスポーツの普及及び障害者とパラスポーツに対する理解の促進が必要です。



【出典 令和元年度生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】

(3) スポーツを行う環境

A. 現状（第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果）と課題

- ① スポーツを行う場所は、「歩道」が43.1%、「自宅」が16.2%、「公園」が13.4%となっており、その場所でスポーツを行う理由は、「自宅に近い」が59.7%と最も多いことから、自宅に近い身近な場所でスポーツ活動を行う市民が多いことがわかります。気軽にスポーツができる施設として、市内各地にまちかどスポーツ広場・運動広場ありますが、認知率・認知度が低いことで利用に繋がらないこと、平日の昼間の稼働率が低いことが課題です。「市営のスポーツ施設を利用したことがない」は29.6%、（知らない8.0%）となっています。

一方、「民間のスポーツ施設」が35.6%、「公共のスポーツ施設」が26.4%と施設を利用する市民も一定数おり、利用手続きを簡単にしてほしい、教室やイベントを開催してほしいといった多様なニーズに対応するため、システムの導入による利用者の利便性・公平性の向上や運動公園や船橋アリーナ等において、指定管理者制度を導入することによる施設機能の向上に努めてきました。公共のスポーツ施設に望むこととして、「施設を増やしてほしい」が24.4%と多くありますが、騒音や飛球の問題があるため、駅近くや住宅地に施設を設置することが難しいことから、施設を増やすことは容易ではなく、既存の施設をいかに有効活用していくかが課題となっています。

また、スポーツを行う場所が歩道等の公共の場やまちの中にある施設であることから、スポーツを行う市民が増えると同時に、スポーツ活動時におけるマナーやルール違反によるトラブルの発生、さらには、事故による怪我等の危険が増加することが予想されます。それらを未然に防ぐことが課題です。

- ② スポーツ活動に関する情報の入手方法は、「広報ふなばし」が最も多く41.2%となっています。また、「インターネット」が32.2%と高い中、「市ホームページ」は4.0%と非常に低くなっています。

スポーツ活動の推進について市に望むこととして、「スポーツ活動・スポーツ施設に関する情報提供を充実させる」が16.3%、公共のスポーツ施設に望むこととして、「施設に関する情報を提供してほしい」が19.8%となっており、市民が情報を必要としていることが伺えます。市民のニーズに対応した情報発信が課題です。

B. 現状の要因分析と課題解決に向けた取り組み

① 既存のスポーツ施設の有効活用

市営の施設を利用したことがない市民が利用に繋がるように、施設の認知率・認知度が上がる効果的な情報発信、市・地域の事業（スポーツに限らず）と連携した周知を行い、施設の認知率・認知度を上げ、施設利用者が増やすことが必要です。特に自由使用である運動広場やまちかどスポーツ広場は、市内各地に設置されているため近隣住民に活用してもらえるよう周知するとともに、平日の昼間は、仕事や学校があり施設を利用する時間がない人が多いため、利用率の少ない時間帯においては、平日に需要のある種目の環境整備や利用が見込める対象者への周知等を行い、施設の有効活用を図ることが必要です。

指定管理者制度の導入により、利便性の向上・多様化するニーズへの対応ができ、また、指定管理者がもつ、スポーツに関するノウハウにより、施設を最大限に生かすことで、施設利用者を増やすとともに、市内各施設の有効利用を図

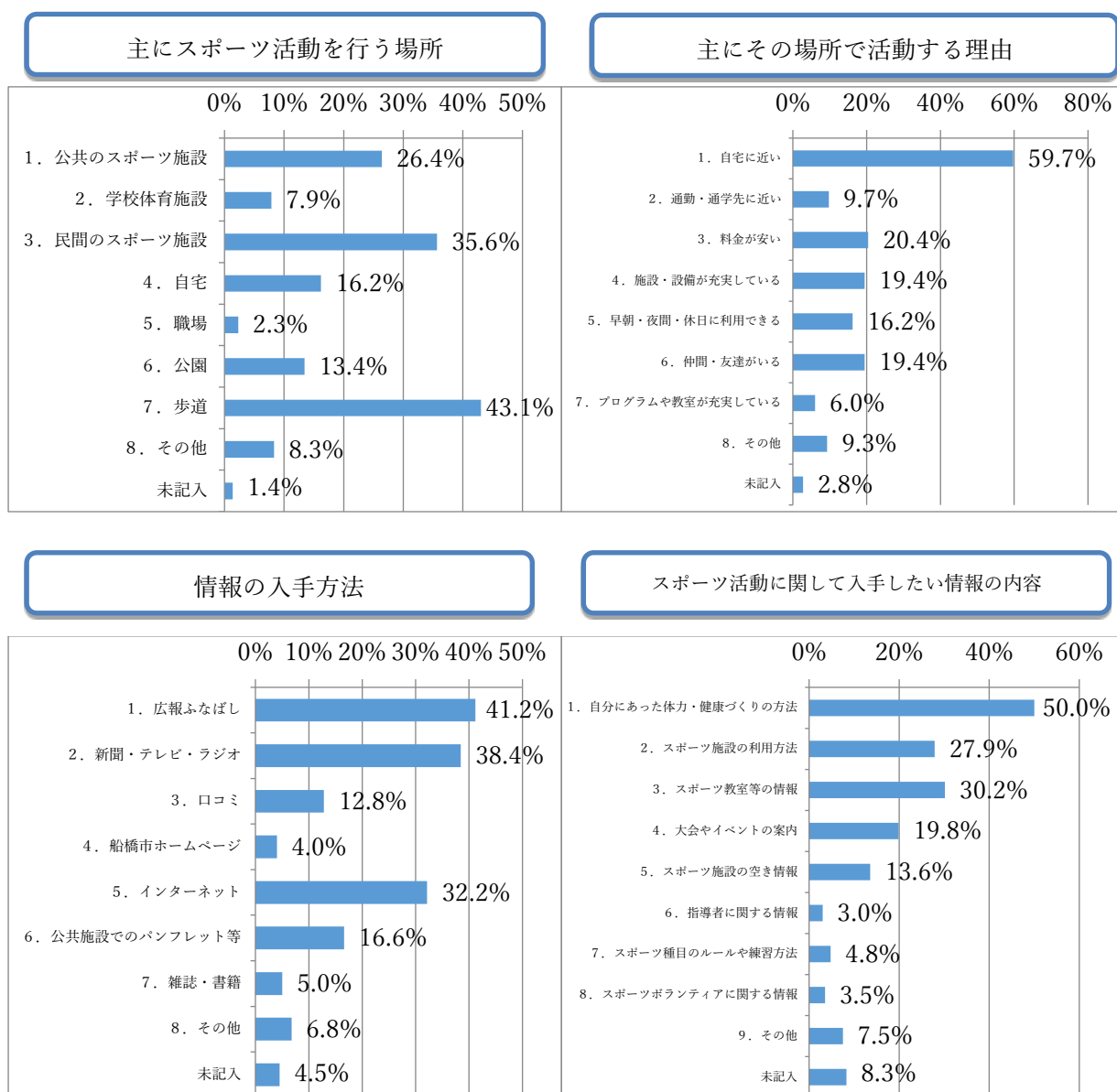
ることが必要です。

また、スポーツを行う人、場所、種目により、マナーとルールを守り、安心・安全に活動ができるような環境の整備が必要です。

② スポーツに関する情報発信の充実

市民が、市の事業等を知るための情報源として広報ふなばしの需要は高く、また、広報ふなばしは紙面だけではなく、ホームページやアプリから閲覧することも可能であることが情報の入手先として広報ふなばしが最も多い要因と考えられます。一方、市民が必要な情報が掲載されていないことが、市ホームページの利用が低いことの要因と考えられます。市民のニーズを把握し、情報発信をする内容や対象によって、ツールを使い分け、効果的に情報発信を行うことが必要です。

※体育施設数(令和3年2月現在) 参考：体育施設14か所、まちかどスポーツ広場13か所、学校体育施設開放学校83校



【出典 令和元年度生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】

(4) スポーツを行う形態組織人材

A. 現状（第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果）と課題

- ① スポーツ関係団体で活動する市民は自らスポーツを行うとともに、スポーツイベントを運営するリーダー・指導者となりえる人材であり、スポーツ実施率向上に必要な人材ですが、会員数は減少傾向にあります。スポーツ関係団体の中で、スポーツ推進委員はスポーツ基本法に規定され、実技指導や行事の企画運営等を行い、地域のスポーツ振興に必要な人材ですが、高齢化や認知度不足等により委員数が確保されていないことが課題です（定員200に対して192人）。
- ② 船橋市スポーツ推進委員等の地域住民等が主体で行うスポーツイベントは「自宅の近く」で、「気軽に参加できるスポーツイベント」として、市民の需要に対応しています。いずれも地域に定着し、毎年多くの参加がありますが、参加者が横ばいであることが課題です。主催する団体によっては高齢化等の理由により、今後、イベントの開催が困難であることも課題です。
- ③ 総合型地域スポーツクラブは、地域住民が、身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、子供から高齢者まで、様々なスポーツを行う人が、経験やレベルを問わず参加できる、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブですが、新しいクラブの開設に至らないことや高齢化等によりクラブの維持が困難となり解散してしまうことから、クラブ数が伸びないことが課題です（令和元年度設置クラブ数：4クラブ）。

B. 現状の要因分析と課題解決に向けた取り組み

① スポーツ指導者やリーダーの確保

団体の構成員の高齢化や、個人・民間企業の会員制クラブ・友人知人との活動が増え、活動する形態に変化がみられます。背景として、気軽にできる個人での活動の増加や、インターネットやSNS等の普及により組織に属さずとも個人間を繋ぐツールの普及があると推察されます。

今後も、スポーツ関係団体は各競技や各地区において、自らスポーツを行うと共に、リーダー・指導者となりえる人材であることから、地域での必要性は高いので、スポーツ実施率向上のため各スポーツ関係団体と連携し、団体の活動を支援します。

スポーツ推進委員は休日や日中での活動があることや、自治会等からの推薦により委嘱されることから、担い手の対象が狭いことやスポーツ推進委員の使命や職務が認知されていないことがスポーツ推進委員の定数が確保されていない要因です。今後は、スポーツ推進委員の活動等を広くPRし認知度を向上させることで、担い手を増やし定数を確保していくことが必要です。

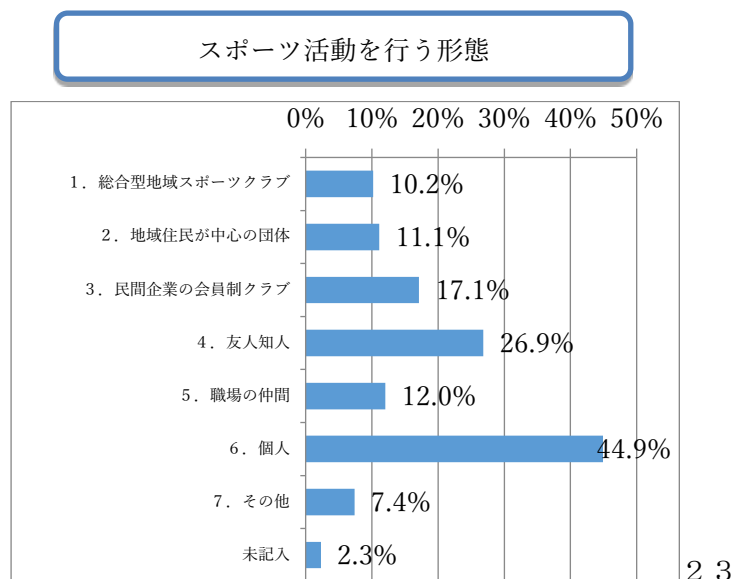
② 地域のスポーツイベントの振興

地区スポーツ振興事業のうち、ふなばし健康ウォーキングは平成28年度から始めた事業のため、参加者が定着していません。今後は、日常の中で楽しんで行うウォーキング＝スポーツであるという意識改革とともに、効果的なPRを行うことで、参加者の定着と増加が見込まれます。その他のイベントについては、イベント内容が変わらなかつたり、参加がしたくなるような魅力的かつ効果的なPRができていなかつたり、そもそもPRが行われていないことが要因です。今後は、市がPR方法について関係団体に助言を行っていくことで、参加者の増加が見込まれます。

③ 総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブについては、活動場所が確保できない等の課題が多いことがクラブ設置に至らない要因です。今後も、設置に関する相談を地域の団体から受けるとともに、現存するクラブと連絡協議会等を行い、各クラブが情報を交換・共有することで、各クラブの質の向上・クラブ会員数の増加を図ります。

また、国が令和3年度より開始予定の総合型スポーツクラブの登録・認証制度を活用し、質的充実を図ります。



【出典 令和元年度生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】

(5) プロスポーツチーム等との連携

A. 現状（第一次船橋市生涯スポーツ推進計画の成果）と課題

① 平成27年5月にプロバスケットボールチーム「千葉ジェッツふなばし」と「船橋市民のスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成等を図るため相互連携・支援協力に関する協定」を、平成28年6月に、ラグビーチーム「クボタスピアーズ」と「船橋市民のスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成等を図るため相互連携・支援協力に関する協定」を締結し、各チームと連携した地域交流などに取り組んできました。

市がプロスポーツチーム等と連携・協力することについての市民の意見は、「推進すべきだと思う」が72.9%となっています。また、推進すべきだと思う理由は、「船橋市をPRする効果があるから」が60.6%、「子供のスポーツ活動に良い影響があるから」が50.2%、「船橋市のスポーツ振興に貢献しているから」が40.8%となっており、スポーツに関することだけではなく、市全体に良い影響があるものとして認識されています。

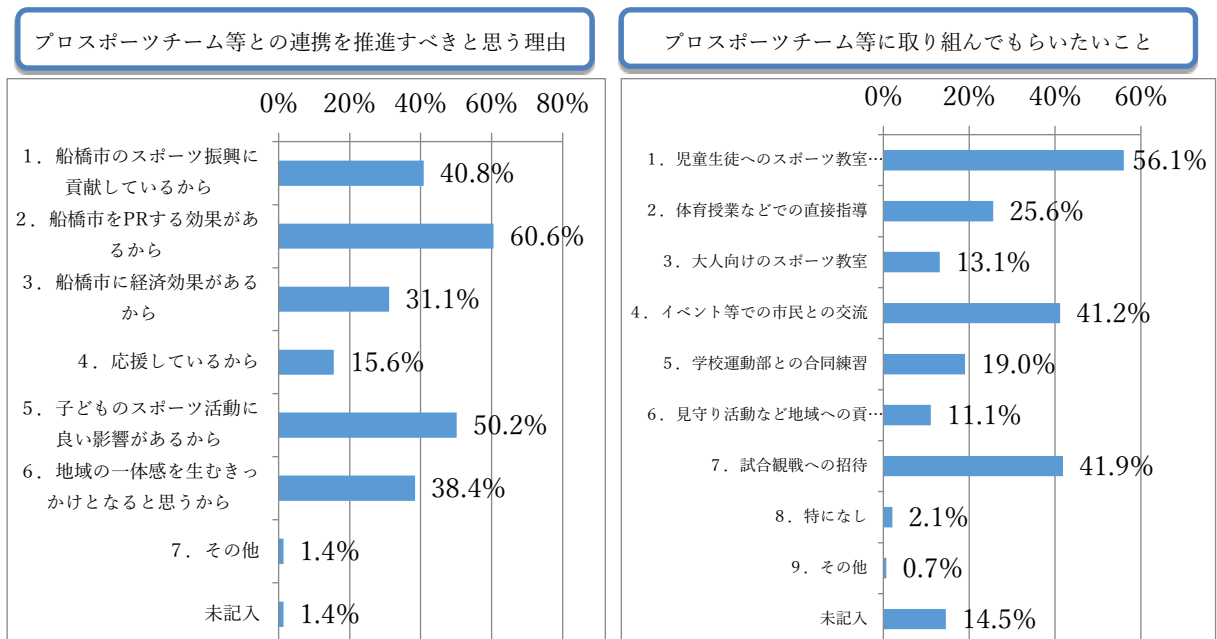
また、プロスポーツチーム等に取り組んでもらいたいこととして、「児童生徒へのスポーツ教室の開催」が56.1%、「試合観戦への招待」が41.9%、「イベント等での市民との交流」が41.2%となっていることから、プロスポーツチーム等と連携し、市民との様々な交流の場を設ける必要があります。

B. 現状の要因分析と課題解決に向けた取り組み

① プロスポーツチーム等との連携の推進

市がプロスポーツチーム等と連携・協力することについて、「あまり推進すべきではないと思う」が3.8%、「どちらでもない」が15.1%との意見もあることから、連携する事業について市民に理解を得るとともに、チームと市の双方のメリットとなる関係性を構築します。

プロスポーツチーム等の影響力は、子供から大人まで幅広い世代に対してあることが伺えます。市は市民のニーズを把握するとともに、プロスポーツチーム等が地域交流を行えるよう支援することで、市民のスポーツ活動の振興に繋がります。



【出典 令和元年度生涯スポーツ推進計画策定に関するアンケート】

(6) 新型コロナウイルス感染症による影響

A. 現状と課題

- ①令和2年2月以降は、新型コロナウイルス感染症により、市主催(共催)事業の中止、施設の利用制限が行われているほか、感染防止の観点から人が集まるイベントなどの開催が困難となっています。スポーツ活動下における感染対策や感染リスク等への配慮が必要です。
- ②令和2年9月に実施した「船橋市市民意識調査」において、コロナ禍以前と比べて生活や心身にどのような変化があったかについて聞いたところ、「運動不足になった、または、体力が落ちた」と答えた市民が44.7%となっています。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」の中で、中長期的に 渡り感染症対策と向き合いながら、外出自粛による運動不足、体重やストレスの増加などから、身体的及び精神的な健康を脅かす健康二次被害も懸念されています。

B. 現状の要因分析と課題解決に向けた取り組み

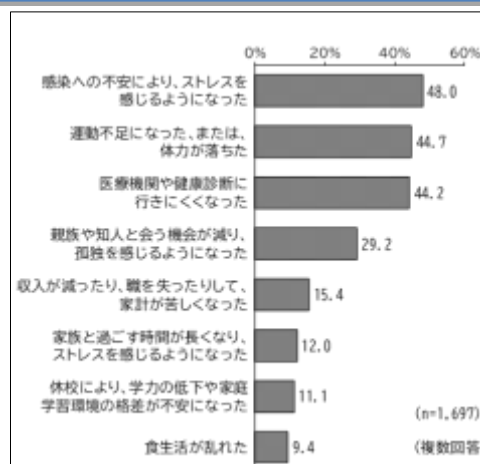
①新しい生活様式への対応・支援

スポーツ活動下における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの作成及び周知、関係団体への開催支援を行うとともに、オンライン開催・小規模分散開催等の開催方法を見直すことで、新しい生活様式に対応した上でスポーツ活動の維持を図ります。

②手軽な運動事例などの情報発信

特に高齢者については、体力の低下、生活習慣病等の発症リスクが高まるため、身体的及び精神的な健康を維持する上では、「フレイル予防」という観点からも、体を動かしたり、スポーツを行ったりすることが必要です。
意識的に運動・スポーツに取り組むことは、健康の保持・増進だけでなく、ストレス解消、自己免疫力を高めてウイルス性感染症を予防することにも役立つため、安全安心に運動・スポーツに取り組むポイントや手軽な運動事例などを情報発信します。

コロナ禍以前と比べて生活や心身の変化はどのようにあったか



【出典】 令和2年度船橋市市民意識調査報告書】

4. めざすべき姿と施策の方針（素案）

(1) めざすべき姿

現状と課題、スポーツ健康都市宣言や第3次船橋市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ推進における大きな方向性として掲げ、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画における基本目標となるものです。

市民一人ひとりが^①生活の中で気軽に楽しく^③スポーツを^②行うことで^⑤健康になり、多くの仲間と共に、地域の輪の中でいきいきと^④過ごしている状態

◇ 現行計画の「めざすべき姿」との関係性

市民一人ひとりが、^①それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽に楽しく^②参加できる^③スポーツ・レクリエーション活動の場と機会が^④提供される状態

- ① 「それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも」 → 「生活の中で」
市民のスポーツに対する捉え方の既成概念を広げて、生活に身近なものであるという意識改革を図るため、「生活の中で」という表記にしました。
- ② 「参加できる」 → 「スポーツを行う」
市民が自らスポーツを行うことを推進するため、「参加」から「行う」という表現にしました。
- ③ 「スポーツ・レクリエーション活動」 → 「スポーツ」
「スポーツ・レクリエーション活動」とは、スポーツ基本法第24条にて「スポーツとして行われるレクリエーション活動」と定義されています。船橋市生涯スポーツ推進計画は「スポーツ・レクリエーション活動」に限らず「スポーツ」を推進する必要がありますので、「スポーツ」と表記します。
- ④ 「提供される」 → 「過ごしている」
「提供される」では、受け身の印象になりますので、市民が生活の中に自然とスポーツを取り入れて「過ごしている」という表現にしました。
- ⑤ スポーツを行うことで、どんな状態になれるのか（スポーツの付加価値）を市民にわかりやすくするために取り入れました。

(2) 施策の方向

課題解決に向けた取り組みを踏まえ、めざすべき姿の実現に向けた施策の方向性を定めるものです。

